

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

厚年基金（ ） DB基金（ ） DB規約（ ）
DC （ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】 第13回社会保障審議会年金部会／
その他の制度改正事項及び業務運営改善事項

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2019年10月30日、第13回社会保障審議会年金部会を開催しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00016.html

【議事】

事務局から、以下のような整理が示されました。

(1) その他の制度改正事項及び業務運営改善事項

- ・厚生年金保険の適用除外要件の見直し
（2カ月以内の雇用契約であっても、実態からみて、2カ月を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、最初の2カ月の雇用期間を含めて、当初から社会保険の適用対象とする。）
- ・未婚のひとり親（単身児童扶養者）、寡夫の国民年金保険料の申請全額免除基準への追加

- ・国民年金・厚生年金の脱退一時金制度の見直し
(被保険者であった期間に応じて支給される短期滞在の外国人への支給上限を、3年から5年に引き上げ)
- ・年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し(拡大)等
- ・国民年金手帳から「基礎年金番号通知書(仮称)」への切替え
- ・厚生年金保険法における日本年金機構の調査権限の整備
(適用事業所である蓋然性が高いと認められる未適用事業所を立入調査の対象に加える)
- ・年金担保貸付事業の廃止

(2) その他(報告事項)

- ・現行の厚生年金保険法の規定に基づく標準報酬月額等級の改定について
〔現行の最高等級(62万円)の上に、さらに1等級(65万円)を加える。〕

これらの事務局からの説明に続いて、委員からは次のような意見が出されました。

【委員からの意見(主なもの)】

- ・短期滞在の外国人への脱退一時金支給上限の引上げについては、長期的な年金財政へのインパクトを見ておいた方が良い。(経営者団体)
- ・2カ月以内の雇用契約である者について、2カ月を超えて使用される見込みがあるか否かの判断実務の負荷の増加が懸念される。(社会保険労務士)
→事務局より、雇用保険の先例を基に対応していく旨の回答あり。
- ・日本年金機構の調査権限の拡大については、公権力の行使となるため、法整備の確認をお願いしたい。(大学教授)
- ・その他、本日の議題については、概ね賛成である旨の意見多数あり。
(複数委員)

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp